

中小企業・個人事業主向け

新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応支援一覧【融資・相談支援編】

（令和7年2月3日時点）

本一覧は、新宿区、国や東京都をはじめとする各支援機関が行っている、中小企業・個人事業主向けの新型コロナウイルス感染症・物価高騰等対応支援について、主なものをまとめたものです。各制度の詳細につきましては、それぞれの支援機関にお問い合わせください。

別紙【補助金編】も併せてご参照ください。

新宿区文化観光産業部 産業振興課 TEL：03-3344-0701 FAX：03-3344-0221

必要な支援内容		事業名	概要	問い合わせ先
融資	事業資金を調達したい	【区】 商工業緊急資金（特例） （申請受付：令和7年3月31日（月）まで）	融資限度額：最大 2,000万円 融資期間：10年(据置24か月以内) 金利：本人負担なし 信用保証料：全額補助 既存の商工業緊急資金（特例）融資を受けている場合も借換及び追加融資を可能とする。 ※申込月の直近6か月間のうち、任意の3か月間における売上高、売上総利益率、営業利益率のいずれかが前年同期と比較して減少している方が対象です。	 新宿区産業振興課 03-3344-0702 8:30～17:15（土日祝除く） https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00011.html
		【国】 新型コロナウイルス感染症特別貸付 （令和6年12月末をもって事業終了）	融資限度額：中小企業事業→最大6億円 国民生活事業→最大8,000万円 融資期間：20年以内（据置5年以内） 金利：基準金利 ※当初3年間の金利優遇措置は終了しました。	 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 9:00～17:00（土日祝除く） https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
		【国】 既往債務の条件変更（リスケジュール）	コロナ前の既往債務やコロナ禍における実質無利子・無担保融資の月々の返済を当面の間猶予又は減額したり、返済期限を延長することで、借入金を増やすことなく手元の資金繰りを緩和	 借入をしている各金融機関の支店等（複数の金融機関との調整が必要な場合は中小企業活性化協議会へ） 03-3283-7425 https://www.tokyo-cci.or.jp/regene/

